



西九州させぼ広域都市圏
連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約



令和 6 年 3 月 13 日
佐世保市 平戸市

佐世保市及び平戸市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

佐世保市（以下「甲」という。）及び平戸市（以下「乙」という。）は、平成31年1月12日付で締結した佐世保市及び平戸市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、次のとおり一部を変更する連携協約を締結する。

原連携協約別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|--------------------------------------|---|--|--|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備 | 産学金官民一体となつた懇談会等の設置及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関すること。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関する取組を推進する。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理について、甲と協力して取り組む。 |
| (2)地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 | 多様な地域資源を活用した地場產品のPR、販路拡大及び消費拡大に関すること。 | 圏域における地場產品PR、販路拡大及び消費拡大を推進する。 | 圏域における地場產品PR、販路拡大及び消費拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | |
|---------------------------|---|--|--|
| (3)戦略的な観光施策 | 国内外からの観光誘客拡大による周遊観光の推進及び観光消費額の拡大に関すること。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大を推進する。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (4)その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策 | G X 関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組に関すること。 | G X 関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組を推進する。 | G X 関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組について、甲と協力して取り組む。 |

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---------------------------|-------------------------------------|---|---|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築 | 高度な交流拠点機能の整備推進及び広域的公共交通網の構築等に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する拠点整備、広域的公共交通網の構築等に関する取組を推進する。 | 甲の取組に対し協力する。 |
| (2)その他、都市機能の集積・強化 | 圏域内における特徴的都市機能の集積及び強化に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 |

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|-------------|------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| | | 甲 | 乙 |
| (1) 生活機能の強化 | 地域医療 | 地域医療体制の維持及び確保に関すること。 | 圏域の地域医療体制の維持及び確保に向けた取組を推進する。 |
| | 介護 | 在宅医療・介護サービスの充実及び質向上に関すること。 | 圏域の在宅医療・介護サービスの充実及び質向上に向けた取組を推進する。 |
| | 福祉 | 出産、子育て環境、障がい者等への支援等の福祉の充実に関すること。 | 圏域の出産、子育て環境及び障がい者支援環境の充実に向けた取組を推進する。 |
| | 教育・文化・スポーツ | 教育、文化及びスポーツの振興に関すること。 | 教育、文化及びスポーツの振興に向けた取組を推進する。 |
| | 地域振興 | 地域振興の充実に関すること。 | 地域振興の充実に向けた取組を推進する。 |

| | | | | |
|--------------------|-------------|---|--|--|
| | 災害対策 | 災害発生時の相互応援体制の構築、広域避難体制の確立等、災害対策の充実に関すること。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組を推進する。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | 環境 | 低炭素・循環型社会の構築等に向けた環境対策の推進に関すること。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組を推進する。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (2) 結びつきやネットワークの強化 | 住民との交流・移住促進 | 圏域内外の交流の促進及び圏域情報発信・PR等による移住促進に関すること。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組を推進する。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (3) 圏域マネジメント能力の強化 | 人材の育成 | 啓発機会の創出による圏域人材や団体の育成及び確保に関すること。 | 圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組を推進する。 | 圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | 職員等の交流 | 圏域内自治体職員間等の交流促進や研修等による公務能力の向上に関すること。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組を推進する。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | |
|-------------|------------------------------------|-----------------------------------|---|
| マネジメント能力の強化 | 行政サービスの効率化や最適化等、公共マネジメントの強化に関すること。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組を推進する。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
|-------------|------------------------------------|-----------------------------------|---|

附 則

この連携協約は、令和6年4月1日から施行する。

この協約の締結を証するため、本協約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 3 月 13 日

甲 長崎県佐世保市八幡町 1 番 10 号

佐世保市

市長 宮島 大典



乙 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市

市長 黒田 成彦







西九州させぼ広域都市圏
連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約



令和 6 年 3 月 13 日
佐世保市 松浦市

佐世保市及び松浦市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

佐世保市（以下「甲」という。）及び松浦市（以下「乙」という。）は、平成31年1月12日付で締結した佐世保市及び松浦市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、次のとおり一部を変更する連携協約を締結する。

原連携協約別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---|---|--|--|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備 | 産学金官民一体となつた懇談会等の設置及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関すること。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関する取組を推進する。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理について、甲と協力して取り組む。 |
| (2)産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成 | 地場産業の生産性向上、新規創業の支援等に関すること。 | 圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組を推進する。 | 圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | |
|---------------------------|---|--------------------------------------|--|
| (3)地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 | 多様な地域資源を活用した地場産品のPR、販路拡大及び消費拡大に関すること。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大を推進する。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (4)戦略的な観光施策 | 国内外からの観光誘客拡大による周遊観光の推進及び観光消費額の拡大に関すること。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大を推進する。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (5)その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組に関すること。 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組を推進する。 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組について、甲と協力して取り組む。 |

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---------------------------|-------------------------------------|---|--------------|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築 | 高度な交流拠点機能の整備推進及び広域的公共交通網の構築等に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する拠点整備、広域的公共交通網の構築等に関する取組を推進する。 | 甲の取組に対し協力する。 |

| | | | |
|-------------------|------------------------------|---|---|
| (2)その他、都市機能の集積・強化 | 圏域内における特徴的都市機能の集積及び強化に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 |
|-------------------|------------------------------|---|---|

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|-------------|------|----------------------------------|--|
| | | 甲 | 乙 |
| (1) 生活機能の強化 | 地域医療 | 地域医療体制の維持及び確保に関すること。 | 圏域の地域医療体制の維持及び確保に向けた取組を推進する。 圏域の地域医療体制の維持及び確保に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | 介護 | 在宅医療・介護サービスの充実及び質向上に関すること。 | 圏域の在宅医療・介護サービスの充実及び質向上に向けた取組を推進する。 圏域の在宅医療・介護サービスの充実及び質向上に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | 福祉 | 出産、子育て環境、障がい者等への支援等の福祉の充実に関すること。 | 圏域の出産、子育て環境及び障がい者支援環境の充実に向けた取組を推進する。 圏域の出産、子育て環境及び障がい者支援環境の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | | |
|--------------------|---|--|--|---|
| 教育・文化・スポーツ | 教育、文化及びスポーツの振興に関すること。 | 教育、文化及びスポーツの振興に向けた取組を推進する。 | 教育、文化及びスポーツの振興に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 | |
| 地域振興 | 地域振興の充実に関すること。 | 地域振興の充実に向けた取組を推進する。 | 地域振興の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 | |
| 災害対策 | 災害発生時の相互応援体制の構築、広域避難体制の確立等、災害対策の充実に関すること。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組を推進する。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 | |
| 環境 | 低炭素・循環型社会の構築等に向けた環境対策の推進に関すること。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組を推進する。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 | |
| (2) 結びつきやネットワークの強化 | 住民との交流・移住促進 | 圏域内外の交流の促進及び圏域情報発信・PR等による移住促進に関すること。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組を推進する。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | | |
|-------------------|-------------|--------------------------------------|-----------------------------------|---|
| (3) 圏域マネジメント能力の強化 | 人材の育成 | 啓発機会の創出による圏域人材や団体の育成及び確保に関すること。 | 圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組を推進する。 | 圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | 職員等の交流 | 圏域内自治体職員間等の交流促進や研修等による公務能力の向上に関すること。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組を推進する。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | マネジメント能力の強化 | 行政サービスの効率化や最適化等、公共マネジメントの強化に関すること。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組を推進する。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |

附 則

この連携協約は、令和6年4月1日から施行する。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月13日

甲 長崎県佐世保市八幡町1番10号

佐世保市

市長 宮島 大典



乙 長崎県松浦市志佐町里免365番地

松浦市

市長 友田 吉泰





西九州させぼ広域都市圏

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約

佐世保

市印

令和 6 年 3 月 13 日

佐世保市 西海市

佐世保市及び西海市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

佐世保市（以下「甲」という。）及び西海市（以下「乙」という。）は、平成31年1月12日付で締結した佐世保市及び西海市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、次のとおり一部を変更する連携協約を締結する。

原連携協約別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圈域全体の経済成長のけん引に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|--------------------------------------|---|--|--|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備 | 産学金官民一体となつた懇談会等の設置及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関すること。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関する取組を推進する。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理について、甲と協力して取り組む。 |
| (2)地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 | 多様な地域資源を活用した地場產品のPR、販路拡大及び消費拡大に関すること。 | 圏域における地場產品PR、販路拡大及び消費拡大を推進する。 | 圏域における地場產品PR、販路拡大及び消費拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | |
|----------------------------|---|--|--|
| (3) 戦略的な観光施策 | 国内外からの観光誘客拡大による周遊観光の推進及び観光消費額の拡大に関すること。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大を推進する。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (4) その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策 | G X 関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組に関すること。 | G X 関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組を推進する。 | G X 関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組について、甲と協力して取り組む。 |

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|----------------------------|-------------------------------------|---|---|
| | | 甲 | 乙 |
| (1) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築 | 高度な交流拠点機能の整備推進及び広域的公共交通網の構築等に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する拠点整備、広域的公共交通網の構築等に関する取組を推進する。 | 甲の取組に対し協力する。 |
| (2) その他、都市機能の集積・強化 | 圏域内における特徴的都市機能の集積及び強化に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 |

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|-------------|------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| | | 甲 | 乙 |
| (1) 生活機能の強化 | 地域医療 | 地域医療体制の維持及び確保に関すること。 | 圏域の地域医療体制の維持及び確保に向けた取組を推進する。 |
| | 介護 | 在宅医療・介護サービスの充実及び質向上に関すること。 | 圏域の在宅医療・介護サービスの充実及び質向上に向けた取組を推進する。 |
| | 福祉 | 出産、子育て環境、障がい者等への支援等の福祉の充実に関すること。 | 圏域の出産、子育て環境及び障がい者支援環境の充実に向けた取組を推進する。 |
| | 教育・文化・スポーツ | 教育、文化及びスポーツの振興に関すること。 | 教育、文化及びスポーツの振興に向けた取組を推進する。 |
| | 地域振興 | 地域振興の充実に関すること。 | 地域振興の充実に向けた取組を推進する。 |

| | | | | |
|--------------------|-------------|---|--|--|
| | 災害対策 | 災害発生時の相互応援体制の構築、広域避難体制の確立等、災害対策の充実に関すること。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組を推進する。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | 環境 | 低炭素・循環型社会の構築等に向けた環境対策の推進に関すること。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組を推進する。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (2) 結びつきやネットワークの強化 | 住民との交流・移住促進 | 圏域内外の交流の促進及び圏域情報発信・PR等による移住促進に関すること。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組を推進する。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (3) 圏域マネジメント能力の強化 | 人材の育成 | 啓発機会の創出による圏域人材や団体の育成及び確保に関すること。 | 圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組を推進する。 | 圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | 職員等の交流 | 圏域内自治体職員間等の交流促進や研修等による公務能力の向上に関すること。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組を推進する。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | |
|-------------|------------------------------------|-----------------------------------|---|
| マネジメント能力の強化 | 行政サービスの効率化や最適化等、公共マネジメントの強化に関すること。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組を推進する。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
|-------------|------------------------------------|-----------------------------------|---|

附 則

この連携協約は、令和6年4月1日から施行する。

この協約の締結を証するため、本協約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 3 月 13 日

甲 長崎県佐世保市八幡町 1 番 10 号

佐世保市

市長 宮島 大典



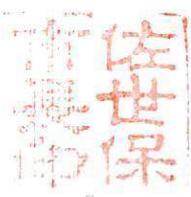
乙 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樺浦郷 2222 番地

西海市

市長 杉澤 泰彦







西九州させぼ広域都市圏
連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約

令和 6 年 3 月 13 日

佐世保市 東彼杵町



佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

佐世保市（以下「甲」という。）及び東彼杵町（以下「乙」という。）は、平成31年1月12日付で締結した佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、次のように一部を変更する連携協約を締結する。

原連携協約別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圈域全体の経済成長のけん引に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---|---|--|--|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備 | 産学金官民一体となつた懇談会等の設置及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関すること。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関する取組を推進する。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理について、甲と協力して取り組む。 |
| (2)産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成 | 地場産業の生産性向上、新規創業の支援等に関すること。 | 圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組を推進する。 | 圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | |
|---------------------------|---|--------------------------------------|--|
| (3)地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 | 多様な地域資源を活用した地場産品のPR、販路拡大及び消費拡大に関すること。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大を推進する。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (4)戦略的な観光施策 | 国内外からの観光誘客拡大による周遊観光の推進及び観光消費額の拡大に関すること。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大を推進する。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (5)その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組に関すること。 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組を推進する。 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組について、甲と協力して取り組む。 |

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---------------------------|-------------------------------------|---|--------------|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築 | 高度な交流拠点機能の整備推進及び広域的公共交通網の構築等に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する拠点整備、広域的公共交通網の構築等に関する取組を推進する。 | 甲の取組に対し協力する。 |

| | | | |
|-------------------|------------------------------|---|---|
| (2)その他、都市機能の集積・強化 | 圏域内における特徴的都市機能の集積及び強化に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 |
|-------------------|------------------------------|---|---|

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|------------|------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)生活機能の強化 | 地域医療 | 地域医療体制の維持及び確保に関すること。 | 圏域の地域医療体制の維持及び確保に向けた取組を推進する。 |
| | 福祉 | 出産、子育て環境、障がい者等への支援等の福祉の充実に関すること。 | 圏域の出産、子育て環境及び障がい者支援環境の充実に向けた取組を推進する。 |
| | 教育・文化・スポーツ | 教育、文化及びスポーツの振興に関すること。 | 教育、文化及びスポーツの振興に向けた取組を推進する。 |

| | | | | |
|--------------------|-------------|---|--|--|
| | 災害対策 | 災害発生時の相互応援体制の構築、広域避難体制の確立等、災害対策の充実に関すること。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組を推進する。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | 環境 | 低炭素・循環型社会の構築等に向けた環境対策の推進に関すること。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組を推進する。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (2) 結びつきやネットワークの強化 | 住民との交流・移住促進 | 圏域内外の交流の促進及び圏域情報発信・PR等による移住促進に関すること。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組を推進する。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (3) 圏域マネジメント能力の強化 | 職員等の交流 | 圏域内自治体職員間等の交流促進や研修等による公務能力の向上に関すること。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組を推進する。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | マネジメント能力の強化 | 行政サービスの効率化や最適化等、公共マネジメントの強化に関すること。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組を推進する。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |

附 則

この連携協約は、令和6年4月1日から施行する。

この協約の締結を証するため、本協約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 3 月 13 日

甲 長崎県佐世保市八幡町 1 番 10 号

佐世保市

市長 宮島 大典



乙 長崎県東彼杵郡東彼杵町歳本郷 1850 番地 6

東彼杵町

町長 岡田 伊一郎





佐世保

西九州させぼ広域都市圏
連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約

令和 6 年 3 月 13 日

佐世保市 川棚町

川棚町

佐世保市及び川棚町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

佐世保市（以下「甲」という。）及び川棚町（以下「乙」という。）は、平成31年1月12日付で締結した佐世保市及び川棚町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、次のとおり一部を変更する連携協約を締結する。

原連携協約別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---|---|--|--|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備 | 産学金官民一体となつた懇談会等の設置及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関すること。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関する取組を推進する。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理について、甲と協力して取り組む。 |
| (2)産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成 | 地場産業の生産性向上、新規創業の支援等に関すること。 | 圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組を推進する。 | 圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | |
|---------------------------|---|--|--|
| (3)地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 | 多様な地域資源を活用した地場産品のPR、販路拡大及び消費拡大に関すること。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大を推進する。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (4)戦略的な観光施策 | 国内外からの観光誘客拡大による周遊観光の推進及び観光消費額の拡大に関すること。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大を推進する。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (5)その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策 | G X 関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組に関すること。 | G X 関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組を推進する。 | G X 関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組について、甲と協力して取り組む。 |

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---------------------------|-------------------------------------|---|--------------|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築 | 高度な交流拠点機能の整備推進及び広域的公共交通網の構築等に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する拠点整備、広域的公共交通網の構築等に関する取組を推進する。 | 甲の取組に対し協力する。 |

| | | | |
|-------------------|------------------------------|---|---|
| (2)その他、都市機能の集積・強化 | 圏域内における特徴的都市機能の集積及び強化に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 |
|-------------------|------------------------------|---|---|

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|-------------|------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| | | 甲 | 乙 |
| (1) 生活機能の強化 | 地域医療 | 地域医療体制の維持及び確保に関すること。 | 圏域の地域医療体制の維持及び確保に向けた取組を推進する。 |
| | 福祉 | 出産、子育て環境、障がい者等への支援等の福祉の充実に関すること。 | 圏域の出産、子育て環境及び障がい者支援環境の充実に向けた取組を推進する。 |
| | 教育・文化・スポーツ | 教育、文化及びスポーツの振興に関すること。 | 教育、文化及びスポーツの振興に向けた取組を推進する。 |

| | | | | |
|-------------------|-------------|---|--|--|
| | 災害対策 | 災害発生時の相互応援体制の構築、広域避難体制の確立等、災害対策の充実に関すること。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組を推進する。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | 環境 | 低炭素・循環型社会の構築等に向けた環境対策の推進に関すること。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組を推進する。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (2)結びつきやネットワークの強化 | 住民との交流・移住促進 | 圏域内外の交流の促進及び圏域情報発信・PR等による移住促進に関すること。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組を推進する。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (3)圏域マネジメント能力の強化 | 職員等の交流 | 圏域内自治体職員間等の交流促進や研修等による公務能力の向上に関すること。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組を推進する。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | マネジメント能力の強化 | 行政サービスの効率化や最適化等、公共マネジメントの強化に関すること。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組を推進する。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |

附 則

この連携協約は、令和6年4月1日から施行する。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月13日

甲 長崎県佐世保市八幡町1番10号

佐世保市

市長 宮島 大典



乙 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518番地1

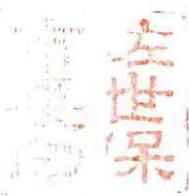
川棚町

町長 波戸 勇則



卷之二

卷之二



西九州させぼ広域都市圏
連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約



令和 6 年 3 月 13 日

佐世保市 波佐見町

佐世保市及び波佐見町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

佐世保市（以下「甲」という。）及び波佐見町（以下「乙」という。）は、平成31年1月12日付で締結した佐世保市及び波佐見町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、次のように一部を変更する連携協約を締結する。

原連携協約別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---|---|--|--|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備 | 産学金官民一体となつた懇談会等の設置及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関すること。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関する取組を推進する。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理について、甲と協力して取り組む。 |
| (2)産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成 | 地場産業の生産性向上、新規創業の支援等に関すること。 | 圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組を推進する。 | 圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | |
|---------------------------|---|--------------------------------------|--|
| (3)地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 | 多様な地域資源を活用した地場産品のPR、販路拡大及び消費拡大に関すること。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大を推進する。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (4)戦略的な観光施策 | 国内外からの観光誘客拡大による周遊観光の推進及び観光消費額の拡大に関すること。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大を推進する。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (5)その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組に関すること。 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組を推進する。 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組について、甲と協力して取り組む。 |

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---------------------------|-------------------------------------|---|--------------|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築 | 高度な交流拠点機能の整備推進及び広域的公共交通網の構築等に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する拠点整備、広域的公共交通網の構築等に関する取組を推進する。 | 甲の取組に対し協力する。 |

| | | | |
|-------------------|------------------------------|---|---|
| (2)その他、都市機能の集積・強化 | 圏域内における特徴的都市機能の集積及び強化に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 |
|-------------------|------------------------------|---|---|

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|-------------|------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| | | 甲 | 乙 |
| (1) 生活機能の強化 | 地域医療 | 地域医療体制の維持及び確保に関すること。 | 圏域の地域医療体制の維持及び確保に向けた取組を推進する。 |
| | 福祉 | 出産、子育て環境、障がい者等への支援等の福祉の充実に関すること。 | 圏域の出産、子育て環境及び障がい者支援環境の充実に向けた取組を推進する。 |
| | 教育・文化・スポーツ | 教育、文化及びスポーツの振興に関すること。 | 教育、文化及びスポーツの振興に向けた取組を推進する。 |

| | | | | |
|--------------------|-------------|---|--|--|
| | 災害対策 | 災害発生時の相互応援体制の構築、広域避難体制の確立等、災害対策の充実に関すること。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組を推進する。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | 環境 | 低炭素・循環型社会の構築等に向けた環境対策の推進に関すること。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組を推進する。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (2) 結びつきやネットワークの強化 | 住民との交流・移住促進 | 圏域内外の交流の促進及び圏域情報発信・PR等による移住促進に関すること。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組を推進する。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (3) 圏域マネジメント能力の強化 | 人材の育成 | 啓発機会の創出による圏域人材や団体の育成及び確保に関すること。 | 圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組を推進する。 | 圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | 職員等の交流 | 圏域内自治体職員間等の交流促進や研修等による公務能力の向上に関すること。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組を推進する。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | |
|-------------|------------------------------------|-----------------------------------|---|
| マネジメント能力の強化 | 行政サービスの効率化や最適化等、公共マネジメントの強化に関すること。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組を推進する。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
|-------------|------------------------------------|-----------------------------------|---|

附 則

この連携協約は、令和6年4月1日から施行する。

この協約の締結を証するため、本協約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 3 月 13 日

甲 長崎県佐世保市八幡町 1 番 10 号

佐世保市

市長 宮島 大典



乙 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷 660 番地

波佐見町

町長 前川 芳徳





佐世保

西九州させぼ広域都市圏

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約

令和 6 年 3 月 13 日

佐世保市 小値賀町

小値賀
町長印

佐世保市及び小値賀町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

佐世保市（以下「甲」という。）及び小値賀町（以下「乙」という。）は、平成31年1月12日付で締結した佐世保市及び小値賀町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、次のように一部を変更する連携協約を締結する。

原連携協約別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---|---|--|--|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備 | 産学金官民一体となつた懇談会等の設置及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関すること。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関する取組を推進する。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理について、甲と協力して取り組む。 |
| (2)産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成 | 地場産業の生産性向上、新規創業の支援等に関すること。 | 圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組を推進する。 | 圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | |
|---------------------------|---|--------------------------------------|--|
| (3)地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 | 多様な地域資源を活用した地場産品のPR、販路拡大及び消費拡大に関すること。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大を推進する。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (4)戦略的な観光施策 | 国内外からの観光誘客拡大による周遊観光の推進及び観光消費額の拡大に関すること。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大を推進する。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (5)その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組に関すること。 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組を推進する。 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組について、甲と協力して取り組む。 |

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---------------------------|-------------------------------------|---|--------------|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築 | 高度な交流拠点機能の整備推進及び広域的公共交通網の構築等に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する拠点整備、広域的公共交通網の構築等に関する取組を推進する。 | 甲の取組に対し協力する。 |

| | | | |
|-------------------|------------------------------|---|---|
| (2)その他、都市機能の集積・強化 | 圏域内における特徴的都市機能の集積及び強化に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 |
|-------------------|------------------------------|---|---|

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|-------------|------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| | | 甲 | 乙 |
| (1) 生活機能の強化 | 地域医療 | 地域医療体制の維持及び確保に関すること。 | 圏域の地域医療体制の維持及び確保に向けた取組を推進する。 |
| | 福祉 | 出産、子育て環境、障がい者等への支援等の福祉の充実に関すること。 | 圏域の出産、子育て環境及び障がい者支援環境の充実に向けた取組を推進する。 |
| | 教育・文化・スポーツ | 教育、文化及びスポーツの振興に関すること。 | 教育、文化及びスポーツの振興に向けた取組を推進する。 |

| | | | | |
|--------------------|-------------|---|--|--|
| | 地域振興 | 地域振興の充実に関すること。 | 地域振興の充実に向けた取組を推進する。 | 地域振興の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | 災害対策 | 災害発生時の相互応援体制の構築、広域避難体制の確立等、災害対策の充実に関すること。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組を推進する。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | 環境 | 低炭素・循環型社会の構築等に向けた環境対策の推進に関すること。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組を推進する。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (2) 結びつきやネットワークの強化 | 住民との交流・移住促進 | 圏域内外の交流の促進及び圏域情報発信・PR等による移住促進に関すること。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組を推進する。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (3) 圏域マネジメント能力の強化 | 人材の育成 | 啓発機会の創出による圏域人材や団体の育成及び確保に関すること。 | 圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組を推進する。 | 圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | |
|-------------|--------------------------------------|-----------------------------------|---|
| 職員等の交流 | 圏域内自治体職員間等の交流促進や研修等による公務能力の向上に関すること。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組を推進する。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| マネジメント能力の強化 | 行政サービスの効率化や最適化等、公共マネジメントの強化に関すること。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組を推進する。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |

附 則

この連携協約は、令和6年4月1日から施行する。

この協約の締結を証するため、本協約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 3 月 13 日

甲 長崎県佐世保市八幡町 1 番 10 号

佐世保市

市長 宮島 大典



乙 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376 番地 1

小値賀町

町長 西村 久之





佐世保

西九州させぼ広域都市圏

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約

令和 6 年 3 月 13 日

佐世保市 佐々町

佐々町

佐世保市及び佐々町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

佐世保市（以下「甲」という。）及び佐々町（以下「乙」という。）は、令和2年3月3日付で締結した佐世保市及び佐々町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、次のとおり一部を変更する連携協約を締結する。

原連携協約別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---|---|--|--|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備 | 産学金官民一体となつた懇談会等の設置及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関すること。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関する取組を推進する。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理について、甲と協力して取り組む。 |
| (2)産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成 | 地場産業の生産性向上、新規創業の支援等に関すること。 | 圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組を推進する。 | 圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | |
|---------------------------|---|--------------------------------------|--|
| (3)地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 | 多様な地域資源を活用した地場産品のPR、販路拡大及び消費拡大に関すること。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大を推進する。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (4)戦略的な観光施策 | 国内外からの観光誘客拡大による周遊観光の推進及び観光消費額の拡大に関すること。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大を推進する。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (5)その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組に関すること。 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組を推進する。 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組について、甲と協力して取り組む。 |

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---------------------------|-------------------------------------|---|--------------|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築 | 高度な交流拠点機能の整備推進及び広域的公共交通網の構築等に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する拠点整備、広域的公共交通網の構築等に関する取組を推進する。 | 甲の取組に対し協力する。 |

| | | | |
|-------------------|------------------------------|---|---|
| (2)その他、都市機能の集積・強化 | 圏域内における特徴的都市機能の集積及び強化に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 |
|-------------------|------------------------------|---|---|

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|-------------|------|----------------------------------|--|
| | | 甲 | 乙 |
| (1) 生活機能の強化 | 地域医療 | 地域医療体制の維持及び確保に関すること。 | 圏域の地域医療体制の維持及び確保に向けた取組を推進する。 圏域の地域医療体制の維持及び確保に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | 介護 | 在宅医療・介護サービスの充実及び質向上に関すること。 | 圏域の在宅医療・介護サービスの充実及び質向上に向けた取組を推進する。 圏域の在宅医療・介護サービスの充実及び質向上に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | 福祉 | 出産、子育て環境、障がい者等への支援等の福祉の充実に関すること。 | 圏域の出産、子育て環境及び障がい者支援環境の充実に向けた取組を推進する。 圏域の出産、子育て環境及び障がい者支援環境の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | |
|--------------------|---|--|--|
| 教育・文化・スポーツ | 教育、文化及びスポーツの振興に関すること。 | 教育、文化及びスポーツの振興に向けた取組を推進する。 | 教育、文化及びスポーツの振興に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| 災害対策 | 災害発生時の相互応援体制の構築、広域避難体制の確立等、災害対策の充実に関すること。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組を推進する。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| 環境 | 低炭素・循環型社会の構築等に向けた環境対策の推進に関すること。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組を推進する。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (2) 結びつきやネットワークの強化 | 住民との交流・移住促進 | 圏域内外の交流の促進及び圏域情報発信・PR等による移住促進に関すること。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組を推進する。 |
| (3) 圏域マネジメント能力の強化 | 人材の育成 | 啓発機会の創出による圏域人材や団体の育成及び確保に関すること。 | 圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組を推進する。 |

| | | | |
|-------------|--------------------------------------|-----------------------------------|---|
| 職員等の交流 | 圏域内自治体職員間等の交流促進や研修等による公務能力の向上に関すること。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組を推進する。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| マネジメント能力の強化 | 行政サービスの効率化や最適化等、公共マネジメントの強化に関すること。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組を推進する。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |

附 則

この連携協約は、令和6年4月1日から施行する。

この協約の締結を証するため、本協約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 3 月 13 日

甲 長崎県佐世保市八幡町 1 番 10 号

佐世保市

市長 宮島 大典



乙 長崎県北松浦郡佐々町本田原免 168 番地 2

佐々町

町長 古庄 剛



清
高
士
印

長
之
印

佐世保

西九州させぼ広域都市圏

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約

五
張
印

令和 6 年 3 月 13 日

佐世保市 新上五島町

佐世保市及び新上五島町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

佐世保市（以下「甲」という。）及び新上五島町（以下「乙」という。）は、平成31年1月12日付で締結した佐世保市及び新上五島町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、次とのおり一部を変更する連携協約を締結する。

原連携協約別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|--------------------------------------|--|--|--|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備 | 産学金官民一体となつた懇談会等の設置及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関する取組を推進すること。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関する取組を推進する。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理について、甲と協力して取り組む。 |
| (2)地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 | 多様な地域資源を活用した地場産品のPR、販路拡大及び消費拡大に関する取組を推進すること。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大を推進する。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | |
|---------------------------|---|--|--|
| (3)戦略的な観光施策 | 国内外からの観光誘客拡大による周遊観光の推進及び観光消費額の拡大に関すること。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大を推進する。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (4)その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策 | G X 関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組に関すること。 | G X 関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組を推進する。 | G X 関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組について、甲と協力して取り組む。 |

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---------------------------|-------------------------------------|---|---|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築 | 高度な交流拠点機能の整備推進及び広域的公共交通網の構築等に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する拠点整備、広域的公共交通網の構築等に関する取組を推進する。 | 甲の取組に対し協力する。 |
| (2)その他、都市機能の集積・強化 | 圏域内における特徴的都市機能の集積及び強化に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 |

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|--------------------|-------------|---|--|
| | | 甲 | 乙 |
| (1) 生活機能の強化 | 教育・文化・スポーツ | 教育、文化及びスポーツの振興に関すること。 | 教育、文化及びスポーツの振興に向けた取組を推進する。 |
| | 災害対策 | 災害発生時の相互応援体制の構築、広域避難体制の確立等、災害対策の充実に関すること。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組を推進する。 |
| | 環境 | 低炭素・循環型社会の構築等に向けた環境対策の推進に関すること。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組を推進する。 |
| (2) 結びつきやネットワークの強化 | 住民との交流・移住促進 | 圏域内外の交流の促進及び圏域情報発信・PR等による移住促進に関すること。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組を推進する。 |
| (3) 圏域マネジメント能力の強化 | 人材の育成 | 啓発機会の創出による圏域人材や団体の育成及び確保に関すること。 | 圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組を推進する。 |

| | | | |
|-------------|--------------------------------------|-----------------------------------|---|
| 職員等の交流 | 圏域内自治体職員間等の交流促進や研修等による公務能力の向上に関すること。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組を推進する。 | 圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| マネジメント能力の強化 | 行政サービスの効率化や最適化等、公共マネジメントの強化に関すること。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組を推進する。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |

附 則

この連携協約は、令和6年4月1日から施行する。

この協約の締結を証するため、本協約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 3 月 13 日

甲 長崎県佐世保市八幡町 1 番 10 号

佐世保市

市長 宮島 大典

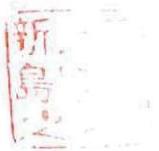


乙 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷 1585 番地 1

新上五島町

町長 石田 信明





佐世保

西九州させぼ広域都市圏

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約

令和 6 年 3 月 13 日

佐世保市　伊万里市

伊万里

佐世保市及び伊万里市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

佐世保市（以下「甲」という。）及び伊万里市（以下「乙」という。）は、平成31年1月12日付で締結した佐世保市及び伊万里市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、次のように一部を変更する連携協約を締結する。

原連携協約別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---|---|--|--|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備 | 産学金官民一体となつた懇談会等の設置及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関すること。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関する取組を推進する。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理について、甲と協力して取り組む。 |
| (2)産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成 | 地場産業の生産性向上、新規創業の支援等に関すること。 | 圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組を推進する。 | 圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | |
|---------------------------|---|--------------------------------------|--|
| (3)地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 | 多様な地域資源を活用した地場産品のPR、販路拡大及び消費拡大に関すること。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大を推進する。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (4)戦略的な観光施策 | 国内外からの観光誘客拡大による周遊観光の推進及び観光消費額の拡大に関すること。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大を推進する。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (5)その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組に関すること。 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組を推進する。 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組について、甲と協力して取り組む。 |

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---------------------------|-------------------------------------|---|--------------|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築 | 高度な交流拠点機能の整備推進及び広域的公共交通網の構築等に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する拠点整備、広域的公共交通網の構築等に関する取組を推進する。 | 甲の取組に対し協力する。 |

| | | | |
|-------------------|------------------------------|---|---|
| (2)その他、都市機能の集積・強化 | 圏域内における特徴的都市機能の集積及び強化に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 |
|-------------------|------------------------------|---|---|

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|-------------|------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| | | 甲 | 乙 |
| (1) 生活機能の強化 | 介護 | 在宅医療・介護サービスの充実及び質向上に関すること。 | 圏域の在宅医療・介護サービスの充実及び質向上に向けた取組を推進する。 |
| | 福祉 | 出産、子育て環境、障がい者等への支援等の福祉の充実に関すること。 | 圏域の出産、子育て環境及び障がい者支援環境の充実に向けた取組を推進する。 |
| | 教育・文化・スポーツ | 教育、文化及びスポーツの振興に関すること。 | 教育、文化及びスポーツの振興に向けた取組を推進する。 |

| | | | | |
|-------------------------|-------------|---|--|--|
| | 災害対策 | 災害発生時の相互応援体制の構築、広域避難体制の確立等、災害対策の充実に関すること。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組を推進する。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (2) 結びつきやネットワークの交流・移住促進 | 住民との交流・移住促進 | 圏域内外の交流の促進及び圏域情報発信・PR等による移住促進に関すること。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組を推進する。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (3) 圏域マネジメント能力の強化 | 人材の育成 | 啓発機会の創出による圏域人材や団体の育成及び確保に関すること。 | 圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組を推進する。 | 圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | マネジメント能力の強化 | 行政サービスの効率化や最適化等、公共マネジメントの強化に関すること。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組を推進する。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |

附 則

この連携協約は、令和6年4月1日から施行する。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月13日

甲 長崎県佐世保市八幡町1番10号

佐世保市

市長 宮島 大典



乙 佐賀県伊万里市立花町1355番地1

伊万里市

市長 深浦 弘信



市長印



西九州させぼ広域都市圏

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約

令和 6 年 3 月 13 日

佐世保市 有田町

佐世保市及び有田町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

佐世保市（以下「甲」という。）及び有田町（以下「乙」という。）は、平成31年1月12日付で締結した佐世保市及び有田町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、次のとおり一部を変更する連携協約を締結する。

原連携協約別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圈域全体の経済成長のけん引に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---|---|--|--|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備 | 産学金官民一体となつた懇談会等の設置及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関すること。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関する取組を推進する。 | 産学金官民一体となつた懇談会等の運営及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理について、甲と協力して取り組む。 |
| (2)産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成 | 地場産業の生産性向上、新規創業の支援等に関すること。 | 圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組を推進する。 | 圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組について、甲と協力して取り組む。 |

| | | | |
|---------------------------|---|--------------------------------------|--|
| (3)地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 | 多様な地域資源を活用した地場産品のPR、販路拡大及び消費拡大に関すること。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大を推進する。 | 圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (4)戦略的な観光施策 | 国内外からの観光誘客拡大による周遊観光の推進及び観光消費額の拡大に関すること。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大を推進する。 | 圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大の推進について、甲と協力して取り組む。 |
| (5)その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組に関すること。 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組を推進する。 | GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組について、甲と協力して取り組む。 |

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|---------------------------|-------------------------------------|---|--------------|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築 | 高度な交流拠点機能の整備推進及び広域的公共交通網の構築等に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する拠点整備、広域的公共交通網の構築等に関する取組を推進する。 | 甲の取組に対し協力する。 |

| | | | |
|-------------------|------------------------------|---|---|
| (2)その他、都市機能の集積・強化 | 圏域内における特徴的都市機能の集積及び強化に関すること。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 | 圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進する。 |
|-------------------|------------------------------|---|---|

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

| 施策分野 | 取組内容 | 市町の役割 | |
|------------|------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| | | 甲 | 乙 |
| (1)生活機能の強化 | 介護 | 在宅医療・介護サービスの充実及び質向上に関すること。 | 圏域の在宅医療・介護サービスの充実及び質向上に向けた取組を推進する。 |
| | 福祉 | 出産、子育て環境、障がい者等への支援等の福祉の充実に関すること。 | 圏域の出産、子育て環境及び障がい者支援環境の充実に向けた取組を推進する。 |
| | 教育・文化・スポーツ | 教育、文化及びスポーツの振興に関すること。 | 教育、文化及びスポーツの振興に向けた取組を推進する。 |

| | | | | |
|--------------------|-------------|---|--|--|
| | 災害対策 | 災害発生時の相互応援体制の構築、広域避難体制の確立等、災害対策の充実に関すること。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組を推進する。 | 圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | 環境 | 低炭素・循環型社会の構築等に向けた環境対策の推進に関すること。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組を推進する。 | 圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (2) 結びつきやネットワークの強化 | 住民との交流・移住促進 | 圏域内外の交流の促進及び圏域情報発信・PR等による移住促進に関すること。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組を推進する。 | 圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組について、甲と協力して取り組む。 |
| (3) 圏域マネジメント能力の強化 | 人材の育成 | 啓発機会の創出による圏域人材や団体の育成及び確保に関すること。 | 圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組を推進する。 | 圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |
| | マネジメント能力の強化 | 行政サービスの効率化や最適化等、公共マネジメントの強化に関すること。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組を推進する。 | 圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組について、甲と協力して取り組む。 |

附 則

この連携協約は、令和6年4月1日から施行する。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月13日

甲 長崎県佐世保市八幡町1番10号

佐世保市

市長 宮島 大典



乙 佐賀県西松浦郡有田町立部乙2202番地

有田町

町長 松尾 佳昭



